

(配布先)
支店長・副支店長
施工担当部署長・建設所長
副部長・副所長・統括工事長
安全長・安全主任
工事長・工事主任
関西支店取引業者災害防止協議会

事務連絡(安-2023-61)
令和6年3月21日

関西支店 安全環境部長

鉄骨建方工事の安全確保対策について(指示)

昨年9月、東京八重洲の同業大手他社の施工現場において、鉄骨が落下し作業員5人が死傷するという事故がありました。

報道によれば、この事故の原因は、元請社員が鉄骨の重量を誤って算出し、結果として固定前の鉄骨を支える支保工に想定以上の荷重がかかり、崩壊した可能性があるとしてされています。また、仮設構造物の強度計算において、複数人での確認がされていなかったため、計算ミスが見過ごされたまま工事が進んだとも推測されています。

については、同様の重大災害を防ぐため、当社での鉄骨工事に関して下記の事項を徹底するよう指示します。

記

1. 作業所は、作業所もしくは専門工事業者で作成した仮設構造物（ベント支柱等）の構造計算書について、支店建築技術部（G）または生産技術本部のチェックを受けること。
2. 作業所は、現場が上記チェックを受けた構造計算の根拠となる与条件(*)に沿って施工されていることを確認すること。
3. 作業所、部門安全環境部及び安全環境本部は、着工前の個別検討会で、支店建築技術部（G）または生産技術本部がチェックした構造計算の与条件(*)について確認し、施工時の現場巡回で再確認すること。
4. 作業所は、決められた与条件(*)を勝手に変更しないこと。工程の遅延等やむを得ない理由により計画変更する際には、再度、支店建築技術部（G）または生産技術本部のチェックを受けること。
5. 作業所は、労働安全衛生法第88条に基づく計画の作成・変更にあたり、部門で定められた審査部署による社内審査を受けたのち提出すること。（別紙参照）

※与条件(*)：施工手順、使用材料、計画図等

※この事務連絡は、示達本（安環安）23-20（生建技）23-02(令和6年3月12日)安全環境本部・生産技術本部発行に

基づき作成しました。

以上

安全環境本部 安全部HPー「手引・要領」ー『計画書届出の手引』より抜粋

1. 機械等設置・移転・変更届（安衛法第88条第2項関係）

1. 届出が必要な規模および添付書面・図面

	規 模	添 付 書 面 ・ 図 面
イ	型わく支保工（支柱の高さが3.5m以上）	打設予定のコンクリート構造物の概要 構造・材質および主要寸法 設置期間・工程表 組立図および配置図
ロ	架設通路（高さ・長さが10m以上）	設置個所 構造・材質および主要寸法 設置期間・工程表 平面図・側面図・断面図
ハ	足場（高さ10m以上の構造のもの、ただしつり足場、張出し足場はすべて）	設置個所 種類および用途 構造・材質および主要寸法 組立および配置図 工程表
ニ	軌道装置	

1) 届出を必要としない仮設の建設物・機械等（安衛則第87条）

高さ及び長さがそれぞれ10m以上の仮設通路又はつり足場、張出し足場若しくは高さ10m以上の構造の足場にあつては、組立から解体までの期間が60日未満のもの。

2) 添付書類

機械等の設置・移転・変更等についての届出をする場合は、一覧表の記載事項にするほか、当該作業における労働災害を防止する方法及び設備の概要を示す書面又は図面を必ず添付する。

2. 届 出 期 限：機械等の設置・移転・主要構造部分の変更工事を開始する日の30日前まで。

3. 届 出 先：所轄労働基準監督署長

4. 提 出 部 数：正副2部

5. 社 内 審 査：型枠支保工、足場の計画作成には一定の資格をもった者の参画が必要。

部門で定められた審査部署による社内審査をうけたのち提出する。

3. 建設工事計画書

1. 届出が必要な仕事の範囲（安衛法第88条第3項、第4項、第89条の2 安衛則第89条の2、第90条、第94条の2）

区分	厚生労働大臣へ届出る仕事の範囲	労働基準監督署長へ届出る仕事の範囲	
			労基局長審査対象となるもの
建築物・工作物	・高さが300m以上の塔の建設	・高さが31mを越える建築物又は工作物（橋梁を除く）の建設、改造、解体又は破壊（以下「建設等」という）	・高さが100m以上の建築物の建設の仕事で次のいずれかに該当 ①埋設物その他地下に存する工作物がふくそうする場所に近接 ②形状が円筒形等で特異 ・堤高（基礎地盤から堤頂までの高さ）が150m以上のダムの建設
	・堤高（基礎地盤から堤頂までの高さ）が150m以上のダムの建設		
橋梁等	・最大支間が500m（つり橋は1000m）以上の橋梁の建設	・最大支間50m以上の橋梁の建設	・最大支間300m以上の橋梁で次のいずれかに該当 ①けたが曲線けた ②けた下高さが30m以上
		・最大支間30m以上50m未満の橋梁の上部構造で、人口密集地域内の次の場所での仕事 ①道路上若しくは道路に隣接 ②鉄道の軌道上若しくは軌道に隣接	
ずい道等	・長さが3000m以上のずい道の建設	・ずい道等の建設の仕事（内部に作業者が立入らないものを除く）	・長さが1000m以上のずい道等の建設の仕事で、落盤、出水、ガス爆発等による危険があるもの
	・長さが1000m以上3000m未満のずい道等の建設で、深さが50m以上のたて杭（通路として使用されるものに限る）の掘削に伴うもの		
地山の掘削		・掘削の高さ又は深さが10m以上の地山の掘削の作業（掘削機を用いる作業で掘削面の下方に労働者が立ち入らないものを除く）	・掘削土量が200,000m ³ を越える掘削の仕事で、次のいずれかに該当 ①地盤が軟弱 ②狭あいな場所で車両系建設機械を使用
圧気工法	・ゲージ圧力が0.3メガパスカル以上圧気工法による作業	・圧気工法により作業を行う仕事	・ゲージ圧力が0.2メガパスカル以上で次のいずれかに該当 ①地盤が軟弱 ②近接する場所で同時期に掘削の作業が行われる
石綿		・建設基準法に規定する耐火又は準耐火建築物で、石綿の除去の作業を行う仕事	
土石採取		・掘削の高さ又は深さが10m以上の土石採取のための掘削 ・坑内掘りによる土石採取のための掘削	
ダイオキシン類		・廃棄物焼却炉の火格子面積が2m ² 以上又は焼却能力が1時間当たり200kg以上又は集じん機等の設備の解体 ※H13年6月1日以降の着工工事より	

※国又は地方公共団体その他の公共機関が発注者の場合は労働基準局長審査の対象から除かれる

2. 届出書類（安衛則91条）

- ①安衛則様式第21号による届出書
- ②添付書類

添付書類の内容	添付書類・図面
1 敷地周辺の状況及び四隣との関係を示す図面	設計図書 仕様書、案内図
2 建設物等の概要を示す図面	基準平面図 立面図、断面図 埋設物調査図 地質調査図
3 工事用の機械、設備、建設物等の配置を示す図面	総合仮設計画図
4 工法の概要を示す書面又は図面	各工事の計画図
5 労働災害を防止するための方法及び設備の概要を示す書面又は図面	安全管理計画書 特有災害防止対策書
6 工程表	安全管理工程表 全体工程表

※圧気工法は「圧気工法作業適要書」を添付すること（安衛則様式第21号の2の2）

3. 提出期限等

- ①提出先 厚生労働大臣又は労働基準監督署長
- ②提出期限 厚生労働大臣届出 仕事を開始しようとする日の30日前まで
労働基準監督署長届出 仕事を開始しようとする日の14日前まで
- ③提出部数 厚生労働大臣届出 3部
労働基準監督署長届出 2部

4. 社内審査（安衛則第92条の2）

- ①計画作成には一定の資格を有するもの（安衛則第92条の3、別表第9）の参画が必要。
- ②部門で定められた届出審査部署による社内審査を受けたあと提出する。